



平成 28 年 9 月 21 日

各 位

会 社 名 日本合成化学工業株式会社
代表者名 取締役社長 木村 勝美
(コード：4201、東証第一部)
問合せ先 取締役常務執行役員
総務人事部長 高橋 恵一
電話番号 06-7711-5400

**支配株主である三菱化学株式会社及び三菱化学ヨーロッパ社 (Mitsubishi Chemical Europe GmbH) による
当社株券等に対する公開買付けの結果に関するお知らせ**

当社の支配株主（親会社）である三菱化学株式会社（以下「三菱化学」といいます。）及び三菱化学ヨーロッパ社 (Mitsubishi Chemical Europe GmbH)（以下、三菱化学及び三菱化学ヨーロッパ社を総称して「公開買付者ら」といいます。）は、当社の普通株式に対する公開買付けを平成 28 年 8 月 8 日から平成 28 年 9 月 20 日まで実施しておりましたが、その結果について、公開買付者らより添付資料のとおり報告を受けましたので、お知らせいたします。

当社は、三菱化学より会社法第 179 条第 1 項に基づく株式売渡請求に係る通知を受領したのち、平成 28 年 10 月 13 日に開催予定の当社取締役会にて当該株式売渡請求を承認する旨の決議を行う予定です。

以 上

(添付資料)

平成 28 年 9 月 21 日付「日本合成化学工業株式会社株券等（証券コード 4201）に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」

2016年9月21日

各位

会社名 三菱化学株式会社
代表者名 取締役社長 石塚博昭

会社名 三菱化学ヨーロッパ社
(Mitsubishi Chemical Europe GmbH)
代表者名 取締役社長 仙波靖雄

日本合成化学工業株式会社株券等（証券コード4201）に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

三菱化学株式会社（以下「三菱化学」といいます。）と三菱化学ヨーロッパ社（以下「三菱化学ヨーロッパ」といいます。三菱化学と三菱化学ヨーロッパを総称して又は個別に「公開買付者」といいます。また、三菱化学及び三菱化学ヨーロッパを総称して「公開買付者ら」ということがあります。）は、2016年8月8日を公開買付けの買付け等の期間の初日として、日本合成化学工業株式会社（以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）に対して金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施していましたが、本公開買付けが2016年9月20日をもって終了いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 買付け等の概要

(1) 公開買付者らの名称及び所在地

名称 三菱化学株式会社
所在地 東京都千代田区丸の内一丁目1番1号

名称 三菱化学ヨーロッパ社
(Mitsubishi Chemical Europe GmbH)
所在地 ドイツ連邦共和国、40549 デュッセルドルフ、ウィルシュテッター通り30
(Willstaetterstr. 30, 40549 Duesseldorf, Germany)

(2) 対象者の名称

日本合成化学工業株式会社

(3) 買付け等に係る株券等の種類

普通株式

(4) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
47,242,749 (株)	— (株)	— (株)

(注1) 本公開買付けにおいては、買付予定数に上限及び下限を設定しておりませんので、公開買付者らは、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注2) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにより公開買付者らが取得する可能性のある対象者株式の最大数（47,242,749株）を記載して

おります。なお、当該最大数は、対象者が2016年8月4日に提出した第134期第1四半期報告書（以下「対象者第134期第1四半期報告書」といいます。）に記載された2016年6月30日現在の対象者の発行済株式総数（98,369,186株）から、三菱化学が所有する対象者株式の数（50,154,159株）及び対象者が2016年7月28日に公表した平成29年3月期第1四半期決算短信〔IFRS〕（連結）（以下「対象者平成29年3月期第1四半期決算短信」といいます。）に記載された2016年6月30日現在対象者が所有する自己株式数（972,278株）を控除した株式数（47,242,749株）になります。

（注3） 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は、法令の手續に従い公開買付け期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

（注4） 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

（注5） 公開買付け者は、対象者の非上場化を目的とする一連の取引を通じて、対象者に対する三菱化学の議決権保有比率を95%、三菱化学ヨーロッパの議決権保有比率を5%とすることを想定しており、三菱化学ヨーロッパの議決権保有比率が5%になるまでの数（4,869,846株）の対象者株式については、全て三菱化学ヨーロッパが買付け等を行い、それを超える数の対象者株式については、全て三菱化学が買付け等を行います。

（5） 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

2016年8月8日（月曜日）から2016年9月20日（火曜日）まで（30営業日）

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

（6） 買付け等の価格

普通株式1株につき、910円

2. 買付け等の結果

（1） 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、買付予定数の上限及び下限を設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付け等を行います。

（2） 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第27条の13第1項の規定に基づき、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）第9条の4及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第30条の2に規定する方法により、2016年9月21日に報道機関に公表しました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等種類	① 株式に換算した応募数	② 株式に換算した買付数
株券	41,738,410 (株)	41,738,410 (株)
新株予約権証券	—	—
新株予約権付社債券	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—
株券等預託証券 ()	—	—
合計	41,738,410	41,738,410
(潜在株券等の数の合計)	—	(—)

(注) 公開買付者らは、三菱化学ヨーロッパの議決権保有比率が5%になるまでの数(4,869,846株)の対象者株式については、全て三菱化学ヨーロッパが買付け等を行い、それを超える数の対象者株式については、全て三菱化学が買付け等を行うこととしておりましたが、三菱化学及び三菱化学ヨーロッパが買付け等を行った「株式に換算した買付数」の内訳は以下のとおりです。

公開買付者名	株式に換算した買付数
三菱化学	36,868,564 株
三菱化学ヨーロッパ	4,869,846 株

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者らの所有株券等に係る議決権の数	50,154 個	(買付け等前における株券等所有割合 51.49%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	0 個	(買付け等前における株券等所有割合 0%)
買付け等後における公開買付者らの所有株券等に係る議決権の数	91,891 個	(買付け等後における株券等所有割合 94.35%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	0 個	(買付け等後における株券等所有割合 0%)
対象者の総株主の議決権の数	97,210 個	

(注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」には、法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者が所有する株券等に係る議決権の数は含めておりません。

(注2) 「対象者の総株主の議決権の数」は、対象者第134期第1四半期報告書に記載された2016年3月31日現在の株主名簿に基づき記載された総株主の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては、単元未満株式についても本公開買付けの対象としていたため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者第134期第1四半期報告書に記載された2016年6月30日現在の対象者の発行済株式総数(98,369,186株)から、対象者平成29年3月期第1四半期決算短信に記載された2016年6月30日現在の対象者が保有する自己株式数(972,278株)を控除した株式数(97,396,908株)に係る議決権の数である97,396個を分母として計算しております。

(注3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号

カブドットコム証券株式会社(復代理人) 東京都千代田区大手町一丁目3番2号

② 決済の開始日

2016年9月28日(水曜日)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。なお、復代理人による交付はログイン後画面を通じ電磁的方法により行います。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人又は復代理人から応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金します。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等及び今後の見通しにつきましては、公開買付者らが2016年8月5日付で公表した「日本合成化学工業株式会社株券等(証券コード4201)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」に記載の内容から変更はありません。

なお、公開買付者らは、本公開買付け後の一連の取引により、対象者株式の全て(但し、公開買付者らが所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。)の取得を目的とした手続を実施することを予定しております。具体的には、本公開買付けの結果、公開買付者らの所有する対象者の議決権の合計数が対象者の総株主の議決権の90%以上となりましたので、三菱化学は、対象者の株主(対象者及び公開買付者らを除きます。)の全員に対し、その所有する対象者株式の全部を売り渡すことを請求する予定であり、対象者によれば、平成28年10月13日に開催予定の対象者取締役会にて当該請求を承認する旨の決議を行う予定であるとのことです。

対象者株式は、現在、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)市場第一部に上場されておりますが、かかる手続が実行された場合、対象者株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。今後の手続につきましては、決定次第、対象者より速やかに開示される予定です。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

三菱化学株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目1番1号

株式会社東京証券取引所 東京都中央区日本橋兜町2番1号

以 上